

財団法人山梨キリスト教青年会(山梨 YMCA)寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は財団法人山梨キリスト教青年会(略称を「山梨 YMCA」と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を甲府市中央 5 丁目 4 番 11 号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人はキリスト教の信仰にもとづき山梨県内の青少年等の人格の向上をはかり、奉仕の精神を養いキリスト教の理想とする地域社会の建設を図るとともに山梨キリスト教青年会の土地、建物その他の資産を維持することを目的とする。

第4条 この法人は前条の目的を達するため次の事業を行う。

1. 心身の健全な育成のための事業(体育、野外、レクリエーション、キャンプ、徳育、宗教教育)
2. 各種学校の経営に関する事業並びに知性の向上のための事業(成人教育、学校補習教育、職業補導)
3. 社会教育のための事業(グループ教育、国際教育、その他)
4. 社会奉仕活動、社会福祉活動、国際交流活動等の事業
5. 青少年指導者養成事業
6. 前各号に規定する各種の事業に要する土地、建物その他の資産の所有と維持
7. その他目的を達するため必要な事業

第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は次の通りである。

1. 別紙財産目録記載の財産
2. 資産から生じる果実
3. 事業に伴う収入
4. 寄附金および補助金
5. その他の収入

(資産の種類別)

第6条 この法人の資産を分けて基本財産および運用財産の 2 種類とする。基本財産は、別紙財産目録の部に記載する資産および将来基本財産に編入された資産で構成する。
運用財産は基本財産以外の資産とする。寄附金品であって寄附者の指定あるものはその指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定期預金として理事長が保管する。

(基本財産処分の制限)

第8条 基本財産は消費しまたは担保に供してはならない。ただしこの法人の事業遂行上やむを得ない事由があるときは、理事会の議決を経、かつ山梨県教育委員会の承認を得てその一部を処分しまた担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は資産から生じる果実および事業に伴う収入等運用財産を持って支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は毎会計年度開始前、理事長が編成し理事会の議決を経て山梨県教育委員会に届けなければならない。事業計画並びにこれに伴う収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告および収支決算)

第11条 この法人の収支決算は会計年度終了後 3 ヶ月以内に理事長が作成し、財産目録および事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて理事会の承認を受け山梨県教育委員会に報告しなければならない。

この法人の収支予算に剰余金があるときは、理事会の議決を経てその一部若しくは全部を基本財産に編入するかまたは翌年度に繰越すものとする。

(新たな義務の負担等)

第12条 収支予算で定めるものを除くほか新たに義務の負担をしまたは権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経てかつ山梨県教育委員会の承認を得なければならない。

借入金(その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く)についても同様とする。

(会計年度)

第13条 この法人の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第4章 役員および職員ならびに常議員

(役員)

第14条 この法人に次の役員をおく。

理事 5 名以上～8 名以内(うち理事長、副理事長、常務理事各 1 名)

監事 2 名以上～4 名以内

(役員を選任)

第15条 理事長、理事および監事は常議員会でこれを選任する。

前項の規定にかかわらず山梨キリスト教青年会総主事の職位にあるものはその在職中常務理事とする。

(理事の職務)

第16条 理事長は本会の事務を総理し、この法人を代表する。

理事長に事故があるときは、副理事長がその職務を代行する。

常務理事は、山梨キリスト教青年会総主事の職位にあるものをもって充てる。常務理事は理事長を補佐し、理事会の決議に基づき、日常の事務に従事し、かつ常議員会の決議した事項を処理する。

(理事会の職務)

第17条 理事は理事会を組織し、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第18条 監事はこの法人の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、常議員会または山梨県教育委員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または常議員会を招集すること。

(役員任期)

第19条 この法人の役員任期は 3 年とする。ただし再任を妨げない。

補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。

役員はその任期満了後も後任者が就任するまではなおその職務を行う。

(役員解任)

第20条

1. 役員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数および常議員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。
2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理事会においてその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第21条 役員は、無給とする。ただし、常務理事は、この限りではない。

(職員)

第22条 この法人の事務を処理するために総主事、主事およびその他の職員を置く。
職員は常議員会が推薦した者につき理事長が任命する。
職員は有給とする。

(常議員)

第23条

1. この法人には、常議員 15 名以上 20 名以内を置く。
2. 常議員は、理事会の承認を経て、理事長がこれを任命する。ただし、総主事の職位にあるものは、その在職中常議員となる。
常議員の資格については、別に定める。
3. 常議員の任期を 3 年とし、毎年その 3 分の 1 を改任する。ただし、再任を妨げない。
4. 常議員会に議長を置き、議長は、常議員の中から常議員会において選任する。
5. 常議員について本条に定めのない事項については、第 19 条から 21 条までの規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、「常議員」と読み替えるものとする。

(常議員の職務)

第24条 常議員は常議員会を組織しこの寄附行為に定める事項を審議し、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

第5章 会議

(理事会の招集等)

第25条

1. 理事会は毎年 2 回以上理事長が招集する。ただし理事長が必要と認めた場合、または理事現在数 3 分の 1 以上から会議の目的事項を示して請求があったときは臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の議長は理事長とする

(理事会の定足数等)

第26条

1. 理事長は、理事現在数の 3 分の 2 以上出席しなければ議事を開き議決することが出来ない。
ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示したもの、または他の出席者に委任したものは、これを出席者とみなす。
2. 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところに従う。

(常議員会)

第27条

1. 常議員会は、この寄附行為に定めてあるもののほか、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画および収支予算についての事項
 - (2) 事業報告および収支決算についての事項
 - (3) 基本財産についての事項
 - (4) 長期借入金についての事項
 - (5) 第 1 号、第 3 号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担および権利の放棄についての事項
 - (6) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要とみとめるもの
2. 前 2 条(第 25 条第 2 項を除く)の規定は、常議員会についてこれを準用する。この場合において、前 2 条中「理事会」および「理事」とあるのは、それぞれ「常議員会」および「常議員」と読み替えるものとする。

(議事録)

第28条 すべての会議には議事録を作成し、議長および出席者代表 2 名以上が署名捺印の上これを保存する。

第6章 寄附行為の変更ならびに解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は理事現在数および常議員現在数のおおの3分の2以上の同意を経、かつ山梨県教育委員会の許可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第30条 この法人の解散は、理事現在数および常議員現在数のおおの4分の3以上の同意を経、かつ山梨県教育委員会の許可を得なければならない。

(残余財産の処分)

第31条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および常議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ山梨県教育委員会の許可を受けてこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第7章 補足

(書類および帳簿の備付等)

第32条

- この法人の事務所に次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。
 - 寄附行為
 - 役員、常議員およびその他の職員の名簿および履歴書
 - 財産目録
 - 資産台帳および負債台帳
 - 収入支出に関する帳簿および証拠書類
 - 理事会および常議員会の議事に関する書類
 - 処務日誌
 - 官公署往復書類
 - その他必要な書類および帳簿
- 前項第5号の帳簿および書類は10年以上、同項第6号の書類は永年、同項第7号から第9号までの書類および帳簿は1年以上保存しなければならない。

(施行細則)

第33条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- この法人設立当初の理事および監事は次の通りである。

| | |
|---------|--------|
| 理事(理事長) | 市川 規一 |
| 同(常務理事) | 高階 侃 |
| 同 | 野中 信吾 |
| 同 | 布能 壽英 |
| 同 | 高本 本男 |
| 監事 | 新野 慶次郎 |
| 同 | 二子石 宣威 |
- この寄附行為は平成2年5月22日に一部改正した

山梨キリスト教青年会会則(財団法人山梨キリスト教青年会寄附行為細則)

本会は世界キリスト教青年会同盟結成の基準である下記のパリ基準を承認する。

「我ら世界の YMCA は、イエス・キリストを聖書に従ってわが神わが救い主と仰ぎ、信仰とその生活において彼の弟子でありたいと願う青年たちを一つとし、イエス・キリストの精神が広く青年の間に生かされるようその努力を結集する。」

(1975年11月7日第36回日本YMCA同盟総会において改訳決定)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は山梨キリスト教青年会(略称「山梨 YMCA」)という。

(事務所)

第2条 本会は事務所を甲府市中央5丁目4番11号山梨 YMCA 青少年センターにおく。

(同盟への加盟)

第3条 本会は日本キリスト教青年会同盟に加盟する。

(資産)

第4条 本会の資産は財団法人山梨キリスト教青年会によって管理維持される。

(会計年度)

第5条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 目的と事業

(目的)

第6条 本会はキリスト教信仰に基づき、会員相互の交わりをとおして奉仕の精神を養い、青少年の精神、知性、身体の健全な成長を助けるとともに各国 YMCA の連帯のうちに国家民族の隔てをとり、世界平和と民主社会の進展に努力することを目的とする。

(事業)

第7条 本会は前条の目的を達成するために世界および国内各地の YMCA と連帯し会員の霊性の陶冶、身体の訓練、知性の向上、生活の刷新をはかり、教育、奉仕、体育、教養、国際協力その他の事業を行う。

第3章 会員

(会員)

第8条

1. 本会の目的に賛同し、活動に参加する者は会員となることができる
2. 15歳未満の者は少年会員とする。
3. 会員中15歳以上のキリスト者及びこれと同数以内の会員は総会構成員となれる。総会構成員の資格基準については常議員会において定めることができる。

(名誉会員)

第9条 本会に名誉会員をおくことができる。名誉会員は本会の後援者ならびに功労者の中より常議員会が推薦する。

(入退会)

第10条 本会の会員になろうとする者は所定の書式により入会申込みの手続きをしなければならない。退会する場合も同様である。

(会費)

第11条 会員は常議員会の定めるところにより会費を納める。

(除籍)

第12条 会員で本会の名誉を著しく汚した者は常議員会の決議によって除籍する。

第4章 役員並びに理事会

(役員の定数)

第13条 本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 5 名以上 8 名以内(うち理事長、副理事長および常務理事各 1 名とする)
- (2) 監事 2 名

(役員の資格)

第14条

1. 理事及び監事は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 常議員会において選任された者。ただし、理事はキリスト者の常議員でなければならない。
 - (2) 総主事の職位にある者。
2. 前項第 1 号及び第 2 号に規定する理事が、常議員及び総主事の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(理事長及び副理事長の選任)

第15条 理事長及び副理事長は、理事の互選による。任期は 3 年とし、再任を妨げない。

(理事の議決除外)

第16条 理事会において、直接の利害関係にある理事は、その議決に加わることができない。

第5章 常議員ならびに常議員会

(常議員の定数)

第17条 本会に常議員 19 名をおく。

(常議員の資格)

第18条

1.
 - (1) 20 歳以上の總會構成員である者。ただし常議員総数の 3 分の 2 以上はキリスト者でなければならない。
 - (2) 本会総主事の職にある者。
2. 前項第 1 号及び第 2 号に規定する常議員が会員としての資格を喪失したとき、および、総主事の職を退いたときは常議員の職を失うものとする。

(役員の選任)

第19条

1. 常議員は常議員会を組織し、常議員会議長及び副議長、各 1 名を互選する。
2. 常議員会議長及び副議長の任期は 3 年とし、2 期まで再任することができる。
3. 常議員会議長は本会を代表する。
4. 常議員会議長は年 4 回以上常議員会を召集してその議長となる。
5. 副議長は常議員会議長に支障がある時、その職務を代行する。

(常議員の選出)

第20条

1. 常議員は常議員会の指名した候補者の中から總會において選挙する。
2. 同一の教会に属する者をもって常議員会の全員を占めることはできない。
3. 常議員候補者の選考ならびに選挙については常議員会が定める。
4. 常議員は財団法人山梨キリスト教青年会の常議員となる。

(常議員の任期)

第21条

1. 常議員の任期は 3 年とし、毎年その 3 分の 1 を改選する。但し再任することができる。
2. 常議員は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(常議員会の職務)

第22条 常議員会は寄附行為第 27 条に定めるもののほか次の事項を議決する。

- 一 本会の事業方針ならびに事業計画
- 二 予算と決算
- 三 ブランチならびに事業部門の設置ならびに廃止
- 四 委員会の設置と廃止及び委員の委嘱
- 五 総主事及び主事職の任免

- 六 総会の議案
- 七 財団法人山梨キリスト教青年会からの諮問
- 八 事業委員会ならびにその他の委員会から建議された事項
- 九 その他常議員会が必要と認めた事項

第6章 事業委員会

(事業委員会)

第23条

1. 常議員会は事業運営のために事業委員若干名を委嘱する。
2. 事業委員の任期は3年とする。但し再任をさまたげない。
3. 事業委員は事業委員会を組織する。
4. 事業委員長は常議員中より選任される。
5. 事業委員長は年2回以上事業委員会を召集してその議長となる。

(事業委員会の職務)

第24条 事業委員会は次の事項を議決する。

- 一 事業の計画
- 二 予算案の作成と予算の管理
- 三 専門委員会その他小委員会の設置と廃止及び委員の委嘱
- 四 常議員会より委嘱された事項
- 五 常議員会に建議すべき事項
専門委員会その他小委員会の組織と運営については別に定めることができる。

第7章 総会

(総会の構成、定期総会)

第25条

1. 常議員会議長は毎年5月定期総会を召集してその議長となる。
2. 定期総会は第8条第3項に定めた総会構成員をもって組織する。
3. 総会構成員は総会における議決権ならびに常議員の選挙権をもつ。
4. 定期総会は次の事項を行い、また会員相互の交わりを深める。
 - 一 会計及び事業の報告
 - 二 常議員の選挙
 - 三 新年度事業計画の審議
 - 四 新年度予算の審議
 - 五 本会則の変更
 - 六 常議員会より提出された議案の審議

(総会の成立および議決)

第26条

1. 総会は総会構成員の過半数の出席によって成立する。
2. 総会構成員は委任状によって他の総会構成員に代理出席させることができる。
3. 議事は出席した総会構成員の過半数の同意を得て可決する。

(臨時総会)

第27条 臨時総会は常議員会の決議または総会構成員の3分の1以上の要求によって開くことができる。

(総会の通知)

第28条 総会の議事と日時は会期2週間前に総会構成員に通知しなければならない。

第8章 賛助会

(賛助会員等)

第29条 本会に賛助会をおく。賛助会員は賛助会費その他の方法により本会の事業を助ける。賛助会の組織については別に定める。

第9章 評議員

(評議員)

第30条 本会に評議員若干名をおくことができる。評議員は常議員会が委嘱する。

(評議員の職務)

第31条 評議員は本会の事業方針及びその他の重要事項について理事会の諮問に応じて意見を述べる。

(評議員の任期)

第32条 評議員の任期は3年とする。但し再任を妨げない。

第10章 職員

(職員)

第33条

1. 本会に総主事、主事、その他の職員をおく。また副総主事をおくことができる。
2. 総主事は常議員会の決定に従い、本会の会務を処理し、事業運営の任にあたる。
3. 総主事の任期は別に定める。
4. 副総主事は総主事の職務を補佐し、事業運営を分担する。総主事に事故ある時は、その代理をする。
5. 主事は総主事の命を受け、事業運営を分担する。
6. その他の職員の職務については総主事が定める。

第11章 補則

(会則の変更)

第34条 本会則は総会において出席総会構成員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

(同盟の承認)

第35条 本会則の第1条、第6条、第8条、第14条、第18条、及び本条の変更をするには、日本キリスト教青年会同盟委員会の承認を受けなければならない。

第12章 附則

(施行期日)

第36条 本会則は昭和21年5月1日より施行する。

附記

1. 本会会則は昭和37年5月15日一部改正す。
2. 本会会則は昭和40年5月18日一部改正す。
3. 本会会則は昭和41年5月17日一部改正す。
4. 本会会則は昭和48年5月15日一部改正す。
5. 本会会則は昭和54年4月17日一部改正す。
6. 本会会則は平成2年5月22日一部改正す。
7. 本会会則は平成15年5月30日一部改正す。